

令和8年3月3日

読谷村議会  
議長 上地 利枝子 殿

読谷村議会議員  
國 吉 雅 和 印

## 一般質問通告書

第551回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

### 質問要旨

答弁を求める者

#### 1 伊波篤新村長の基本姿勢について

(1) 今回の村長選挙は、実質的に44年ぶりといわれる選挙戦でした。これまで長年にわたり無投票が続いてきた経緯を踏まえ、

ア 選挙が行われたこと自体をどのように評価しているのか。

イ 民主主義の観点から、選挙の意義をどのように捉えているのか。

ウ 今回の選挙結果を、村民のどのような意思表示と受け止めているのか。

以上について、村長の見解を問う。

#### (2) 「車の両輪」発言と二元代表制の考え方について

当選後の新聞記事において村長は、「議会の中で新しい形をつくった。従来の保守革新というくくりではなく、村づくりと一緒にやっっていこうという仲間が増えた」「車の両輪ができた」と述べておられる。しかしながら、地方自治の基本原則は二元代表制であり、首長と議会はそれぞれ住民から直接選ばれ、互いに監視・牽制(チェック)し合う関係にある。

「仲間」「車の両輪」という表現は、協調関係を協調する一方で、首長と議会の緊張関係・監視機能との整合性について疑問を持つ村民もいると考える。

そこで、次の点について村長の見解を問う。

ア 二元代表制における首長と議会の関係をどのように認識しているか。

イ 「仲間」「車の両輪」という発言の真意は何か。

ウ 協調とチェック機能をどのように両立させていく考えか。

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>2 議員に欠員が生じたことについて</p> <p>伊波前議長の村長選挙立候補に伴う自動失職により補欠選挙は実施されず、約8カ月間にわたり議員に欠員が生じる結果となった。</p> <p>(1) 二元代表制のトップである議長を3期務めた観点から、この長期間の欠員状態をどのように認識しているか。村長の見解を問う。</p>	
<p>3 議案第73号(議員報酬及び議員定数に関する審議会答申)について</p> <p>第548回定例会(令和7年12月)に提出された議案第73号に関連し、村長の見解を問う。</p> <p>(1) 議員報酬及び議員定数に関する審議会の答申内容をどのように評価しているか。</p> <p>(2) 当該答申を尊重する考えか。</p>	
<p>4 学校給食費無償化支援事業補助金(250,553千円)について</p> <p>(1) 当該事業の財源内訳(国庫補助、県補助、一般財源等)を示されたい。</p> <p>(2) 無償化により保護者負担は1人あたり年間いくら軽減されるのか(小・中別)</p> <p>(3) 一般財源負担総額はいくらか。</p> <p>(4) 当該事業の継続性についての見解を問う。</p>	
<p>5 国民健康保険税について</p> <p>(1) 県単位化後の財政状況</p> <p>国保保険証が市町村発行から沖縄県発行へ移行した際の市町村国保財政の状況について問う。</p> <p>対象自治体：那覇市、宜野湾市、うるま市、南城市、宮古島市、南風原町、中部6町村</p> <p>ア 当時の各自治体の累積赤字額</p> <p>イ 現在の各自治体の財政健全化の進捗状況</p> <p>ウ 各自治体の令和6年度一般会計繰入金額(他会計繰入金・基金繰入金)</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(2) 議案第 21 号 国保税改正後(案)について            国保税モデルケース(住民説明会資料)による増額分は次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人世帯:11,500 円増</li> <li>・ 2人世帯:27,200 円増</li> <li>・ 3人世帯:31,800 円増</li> <li>・ 5人世帯:56,400 円増</li> </ul> <p>ア 前回引き上げ時の同等モデルケースの増額はいくらであったか。</p> <p>イ 国保税改正後の増額総額はいくらとなるのか。</p> <p>(3) 施行時期について            本改正案を 3 月議会で上程し、令和 8 年 4 月 1 日から実施することは拙速ではないか。住民周知機関、激変緩和措置の有無を含め見解を問う。</p>	
<p>6 議案第 22 号 指定管理者の指定(読谷村診療所)について</p> <p>(1) 指定管理審査委員会の構成メンバー、答申内容及び開催日を示されたい。</p> <p>(2) 令和 7 年度指定管理委託料 12,000 千円から令和 8 年度 8,500 千円へ減額された理由を問う。</p> <p>(3) 指定管理期間を 5 年から 3 年へ短縮した理由を問う。</p>	
<p>7 小学校プール授業及び民間活力可能性調査(PFI 導入)について</p> <p>(1) 令和 7 年 9 月議会一般質問において提案した、改築予定小学校のプール授業を健康増進センタープールで実施する案は、民間活力可能性調査(PFI 導入)委託項目に含まれているか。</p> <p>(2) 民間活力可能性調査(PFI 導入)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 委託先</li> <li>イ 調査報告書提出期限</li> <li>ウ 調査の主な着眼点</li> </ul> <p>以上について問う。</p>	